

豪雨災害等対応ガイドライン

大型台風が接近するなどして市内に豪雨災害等の発生の恐れがある場合に実施する、市内認可保育施設における登園自粛要請、臨時休園等の取扱いを以下のとおり定めます。

1 登園自粛要請、臨時休園等の対応

(1) 登園自粛要請

市内に災害発生又は災害発生の可能性が比較的高い場合や、保育施設の運営を行うに当たって十分な体制を確保できないと予想される場合は、保護者の皆様に登園自粛を要請します。

【判断の目安】

- ① 登園開始前に、気象庁より本市に特別警報を発令する可能性があると発表されている。
- ② 登園開始前に、西武鉄道の本市区間において計画運休の予定が発表されている。

(2) 臨時休園

市内に災害発生の可能性が極めて高い場合は、保育施設を臨時休園とします。

【判断の目安】

- ① 気象庁より本市に特別警報が発令されている。
- ② 西武鉄道の本市区間において2時間以内に計画運休が実施される見込みである。
または、すでに運休が実施されている。
- ③ 本市が警戒レベル3 (避難情報避難準備・高齢者等避難開始)以上の避難情報を発令している。

■ 園児が既に登園している場合の対応

- ① 保護者の皆様に、速やかなお迎えを要請します。ただし、お迎えに来ることが危険な場合（浸水被害や突風の発生等の場合）は、安全な状況になってからお迎えに来てください。
- ② 浸水予想区域に所在する保育施設は、避難確保計画等に従って避難を開始します。
なお、保護者の皆様は、保育施設ではなく、避難先へのお迎えをお願いします。

■ 浸水予想区域に所在する保育施設の対応

浸水予想区域に所在する施設は、避難時に保護者の皆様が混乱なく行動できるよう、事前に策定した避難確保計画等に基づいた避難場所等を保護者の皆様にお知らせします。

2 臨時休園後の再開について

(1) 日没*から翌日の午前6時までに、臨時休園判断の目安①～③全てが解除された場合

原則、翌朝に再開判断をした上で、午前9時から開園して特別保育を実施します。
なお、特別保育を実施する場合の給食提供の有無は各施設の状況によります。

(2) 午前6時から正午までに、臨時休園判断の目安①～③全てが解除された場合

原則、解除から3時間後に開園して特別保育を実施します。
なお、特別保育を実施する場合の給食提供の有無は各施設の状況によります。

(3) 正午から日没*までに、臨時休園判断の目安①～③全てが解除された場合

原則、当日は終日臨時休園とし、翌日から開園して通常保育を実施します。

※ 臨時休園後の再開に当たっては施設状況の確認が必要ですが、災害時、日没後の暗い時間帯の確認作業は危険を伴うため、日没後には再開判断をいたしません。

臨時休園後の再開の目安に用いる日没の時刻については、臨時休園の際にあらかじめ保護者の皆様にお知らせします。

職員体制の確保、施設の安全確保状況、周辺施設の安全確保状況、ライフラインの状況等によっては、再開時期及び再開方法が保育施設ごとに異なる可能性があります。その場合には、市と各施設で協議の上、各施設から保護者の皆様へ連絡いたします。

3 登園自粛要請・臨時休園及び臨時休園後の再開等についての周知

市は、ホームページにより登園自粛要請・臨時休園及び臨時休園後の再開等を広報するとともに、保育施設を通じて保護者の皆様にお知らせします。

なお、臨時休園を行う場合は、各保育施設は保護者の皆様に緊急連絡先をお知らせするとともに、保育施設の入り口に臨時休園する旨と緊急連絡先（避難した場合は避難先）を示した張り紙等を掲示します。

また、保育施設においては、あらかじめ緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を定め、平常時から保護者の皆様にお知らせし、職員間での情報共有を図ります。

4 施設が再開できない場合の対応について

浸水被害等により再開できない場合には、引き続き当該施設を臨時休園します。

しかしながら、災害発生の状況下において社会的要請が強い防災関係者や医療関係者等への保育の提供を確保するため、安全に保育を実施することが可能な近隣の公立保育園等にて、特別保育の実施を検討します。